

平成28年度 第2回 山梨県森林環境保全基金運営委員会

1 日時：平成28年7月25日（月）午後1時30分～

2 場所：恩賜林記念館 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）今村 繁子、河野 東、白石 則彦、田中美津江、日向 治子、宮川 滋、  
宮澤 恭子

（アドバイザー）日高昭夫

（事務局）小島林務長、笹本森林環境部次長、小林森林環境部技監、市川森林環境総務課長  
金子森林整備課長、平塚みどり自然課長、桐林林業振興課長、山田県有林課長、  
保坂税務課長、森林環境総務課企画担当（4名）

4 傍聴者等の数 0人

5 会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

（1）森林環境保全基金事業 第2期計画素案について

- ・ 制度の継続について
- ・ 第2期計画策定にあたっての考え方
- ・ 第2期計画で取り組む事業
- ・ 森林環境保全基金事業 第2期計画（素案）

（2）その他

4 閉会

6 議事の概要

- ・ 制度の継続について

司会：

では、次第3「議事」に移ります。議事の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長：

それでは議事の1、森林環境保全基金事業 第2期計画素案について事務局から説明をお願いします。

事務局：

（森林環境総務課長から資料1により説明）

委員長：

ただいま資料1について説明がありました。委員の皆様からご意見、ご質問等あれば、お願いします。

委員：

本県の森林を取り巻く状況として、農林業への被害が恒常化ということがありますが、もっと一般の県民の人たちに身近に感じてもらうためには、例えば、地域に住んでいる住民の方たちが、付近に住み着いている鳥獣と車の接触事故が起きているといった、実際の生活自体を脅かすことが結構多く起きているということなどにも少し触れていただくと、荒廃森林の問題を身近な感覚として持っていただけるのではないかと思います。

実際、私は今忍野村に住んでいて、3台立て続けに接触事故を起こしています。それも道路を歩いている鹿ではなくて、いわゆる藪の中から飛び出されてぶつかることがほとんどで、回避できず、飛び込んでくるのが非常に多くなっています。実際には10キロぐらい走る中で、多い時には10頭前後のシカに遭うことがあります。以前は夜だけでしたが、最近は昼間でも見受けられます。見ている人たちは結構いると思いますが、ただそれが、森林の荒廃が原因でそこに住み着いているためだということまでは知らない方たちが多いと思うのですが、いかがでしょうか。

森林環境総務課長：

森林を取り巻く状況として、このような形で書かせていただきましたが、里山林の鳥獣被害が深刻化することによって、それが暮らしにまでも影響を及ぼしているということだと思いますので、この辺りの書き方については少し検討させていただきたいと思います。

委員：

実績が83%ということですが、10何%が達成できなかった理由、例えば計画はあったけれども、人が足りなくてできなかったなど、理由をお聞かせください。

森林整備課長：

主な理由は、経費の掛かり増しです。特に人件費が上がっていて、加えて鳥獣害が増えているので、当初考えていた獣害防除の実施量に比べて多くなりました。ですから経費的には当初予定した金額よりも多く使わせていただいています、量としては減っているということです。

委員：

里山再生事業が、計画に対し107%達成されたということで、とてもうれしく思っ

います。実は、先日、ちょっとした集まりがあり、皆さん森林環境税を払っていますが、知っていますかと聞いたら、ほとんど誰も知りませんでした。その中の一人が、自分の山について、何かやってもらったと言ったので、それが森林環境税で実施した事業だよと言ったら、あっ、そうなの、と言っていました。たぶんご主人は分かっていると思うのですが、その奥さんは、あそこは県にやってもらったということを知らないという状況です。この前も言いましたが、たぶん、大体の方が、森林環境税がどのように使われているのか、あまり知らないと思います。私たちも何とか回覧を出すなどして、このように税が使われていますよということ、もう少し易しく、皆様にお伝えしたいと思っております。

委員長：

ありがとうございます。

ほかにご意見もないようですので、説明を先に進めたいと思います。

(2)「第2期計画策定にあたっての考え方」について事務局から説明をお願いします。

- ・ 第2期計画策定にあたっての考え方

事務局：

(森林環境総務課長から資料2により説明)

委員長：

ただいまの説明について、委員の皆様からご意見、ご質問等あれば、お願いします。

この資料2は、課税のあり方、税の使い方等々に係わる部分だと思えます。最後のところに国が森林環境税導入を検討中と書いてあるのですが、国がもしこのような趣旨の税金を導入した場合に、どのような形で県に下りてきたり、事業に組み込まれることになるのでしょうか。例えば今でもこういう森林環境税というような国税の名前が付いていなくても、国から交付金のような形で交付されて、様々な形で森林整備にも使うことができる予算があると思えますが、このような名称の付いた税金が導入された場合に、県としてどのようなことが考えられるのでしょうか。

森林整備課長：

国の環境税については、未だ姿があまり見えていないという状況です。ただ、国の方では温暖化対策として年間52万haを間伐していくという目標があり、これを達成していくためには財源が必要になります。今までは、当初予算では中々財源を確保できず、経済対策等の補正予算によって何とかその目標を達成していくという手法を取っていましたが、財源として不安定ですので、安定財源の確保という意味合いもあると思えます。そのための森林環境税ということですので、今のところは県のように、所有者負担をなくすということではなくて、国の補助金・助成金などの安定財源の確保策ではないかと考えています。

委員：

先ほどの税率等は現行を維持するとの説明で、他の 37 府県のうち 20 県が本県と同様との説明がありました。とても民主的なように聞こえますが、私としては、第 1 期を踏まえて、税金に対してどれだけの実効率があったとか、山梨県全体の山のうち、民有地がどれぐらいだというようなことから、他県同様、500 円ぐらいが妥当な金額ですという説明なら非常に納得がいきますが、先ほどの計画の 17%が達成できなかったのは、人件費の高騰だということも納得できるとはいえ、実行した 5 年間の実績があるわけですから、その実績を踏まえて、ほかの理由で実行できなかった時には、やはり 500 円が妥当なのかどうかを検討すべきだと思います。他県と一緒に公平だということにはならないと思いますので、その辺りの説明が必要だと思います。

委員：

私も委員と同じで、山梨県の森林率は、他県よりもかなり高いのに、他の県が大体 500 円だから同じでいいというような簡単な話ではないと思います。荒廃率と併せて考えるべきであり、第 2 期、第 3 期に向けて別に個人の税負担が 1,000 円、1,500 円になっても私は構わないと思っています。

先ほどの今村委員のお話と同様ですが、この税金について、一般の方への PR が少し薄いような気がします。この事に関しては、私もこれから少しお手伝いしていきたい、PR していきたいと思っています。山梨県として、住んでいる者としてもっと金額的な面について、しっかりと PR が行き届いていれば、あまり反対ということにはならないのではないかと思います。

森林環境総務課長：

他県の状況について、参考までにという意味合いで説明しましたが、荒廃森林の整備等で 1 期の目標に対し全体で 86%の実績を達成したということ踏まえ、おおむね成果は上げられていると考えており、ここで税を上げるのではなく、委員の皆様にも森林環境税についての理解をさらに深めていただく中で、第 2 期も現行のまま、同様の税率でいきたいという考えをお示ししたものです。

委員長：

資料 1 で、荒廃森林が引き続き多く残っているという記述がありますが、例えば第 1 期に約 4,000ha くらい整備し、2 期・3 期と引き続き整備していった場合に、荒廃森林が解消するというような、時間的な見通しはどのようなのでしょうか。その辺りが若干この資料からは見えなかったものですから。たぶんほかの委員の方々もその辺りが気になります。

森林整備課長：

この税の創設時に荒廃森林のプロット調査を行い、推計した数字があります。その面積が 1 万 9 千 ha ということですが、これを 20 年間で解消していくという視点で今回の 5 カ年計画や、最初の 5 カ年計画を作っております。資料にもありますが、第 2

期が終わる計画の見直し時期には、改めて管理状況の調査を実施します。当初より荒廃森林については、20年で解消していくという計画となっています。

委員長：

本日は、山梨学院大の日高先生にもご臨席いただいています。独自財源や、目的税、といった森林環境税の性質や、果たす役割、用途について少しお話しいただくと委員の参考になると思うのですが、いかがでしょうか。

○アドバイザー

私は、先ほどご紹介いただいたように、森林環境税の制度を作る時に懇話会の座長を務め、取りまとめをしたという経緯から、意見を述べるために本日、出席しています。今、様々な議論があったように、本県の森林環境税は、いわゆる県民税で、超過課税方式を採用しており、普通税に上乘せをしているということで、いわゆる目的税というカテゴリーには入らないのですが、そうしながら、ある種目的税のように税収をしっかりと管理していくために、このような基金を設けて、税収が環境保全の趣旨に適した用途に活用されているかどうかをしっかりとモニターしていくという仕組みであり、その透明性を確保するためにこうした委員会が設けられているのだと思います。

当初、森林環境税で行う事業について設定する時にも様々な議論がありました。一番大きなポイントは県土の78%が森林で、そのうちの約5割が民有林であり、その民有林の基本的整備は林業を基本とし、森林所有者の自己責任の下で森林の維持管理をしていくということが基本だったわけですが、ここにもありますように、なかなか林業として市場のメカニズムが働かず、産業としてかなり苦戦していたということがありました。そのため、森林整備が林業という枠組みの中だけではうまく回っていかず、いわゆる荒廃林がかなり広範囲に広がってしまったということがありました。

しかしながら、何らかの形で公費を投入して直接整備していくような、従来の枠組みからの考え方の転換が必要であるということから、民有林の荒廃を食い止めていくことを目的とした、このような森林環境税を導入する必要があるのではないかとということになった訳です。

その際に、県有林・民有林を問わず森林は大変公益的な機能を持っているということで、これを守り、こうした公益的な機能をしっかりと発揮できるようにしていくためには、荒廃した民有林を県民全体の負担で整備することが必要ではないかという趣旨から、森林環境税が制定されたというのが、いきさつではないかと思います。

そういう意味で、3つの基本施策の1つ、多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくりのコアというのは、やはり荒廃した民有林をしっかりと管理し、手入れをしていくことによって山林としての機能をもっと発揮できるようにすることであり、社会全体で支える仕組みなどは、そういうものを取り巻く、ある種広い意味でのPR事業として配置されているという構造だと思います。

ですので、先ほどより税額を含めて、様々な議論がありましたが、その辺りを議論するということは、この森林環境税の用途をどのようにしていくのかということと非

常に密接につながっていて、それを今の枠組みの、少なくとも森林環境税の制定された時点での枠組みの中でやっていくのか、それともそれを超えてもう少し範囲を拡大していくような方向で検討していくのか、それによって多少税額も変わってくる可能性はありますし、その仕組みも変わってきますので、使用目的をやはりしっかりと見極めていく必要があると思います。

委員長：

ありがとうございます。

先生が最初に、目的税ではないと言いましたが、私は目的税だと思っていたのですが、違うのですね。

税務課長：

はい。

委員長：

先ほど、例えば鳥獣対策というような話もありましたが、森林環境税をどこに使うのかと言うことと非常に密接に絡んでいて、森林整備や人材育成などもある中で、目的税ではなく、国に縛られないのですが、この委員会の中では少なくともそのようなことを考えなくてはならないということになると思います。非常に参考になりました。ありがとうございます。

改めてこの税の体系などについて委員の皆さんからご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

山梨県の場合には、国有林以外のものを民有林と言い、その中で県有林が非常に多くなっていて、14万ha以上になります。これが山梨県の特徴ですが、ほかの多くの県では県有林は少なく、私有林が多くなっていて、普通林で間伐等の森林整備を実施する時には交付金等から予算を作りますので、最低間伐する時に国費の補助金が5割出て、それに県の単独事業費を1・2割上乘せして事業を実施するようなスキームが普通です。

山梨県の場合、そのようなスキームではなく、国のベース5割部分に森林環境税を県の財源として上乘せし、多くの県が行っているような森林整備を進めていくというスキームだと理解したのですが、そういう理解でよろしいですね。

森林整備課長：

はい。

委員長：

国が導入を検討している森林環境税も、超過課税方式で確保するというような点では県と同じなのかもしれません。国と山梨県の森林環境税は同じような仕組みになるのかも知れません。

その他、何かご意見・ご質問等ありませんか。それでは、先へ進めたいと思います。

資料の3「第2期計画で取り組む事業」について説明をお願いします。

- ・ 第2期計画で取り組む事業

事務局：

（森林環境総務課長から資料3により説明）

委員長：

それでは、資料3・4について、委員の皆さんからご意見、ご質問をお願いします。

委員：

第2期計画の素案についてお聞きしましたが、これから森林環境税による荒廃森林整備について実際どこまでできるのでしょうか。県内の様々な所で聞く限りでは、現状として荒廃森林ではなくて搬出できる時には切捨にせず、何とか出してくれという森林所有者の声が出てきています。全てを荒廃森林整備で実施するというのは、少し違うのではないかと思います。

これから木質バイオマスの発電用の燃料等も県内で相当量を確保しなければなりません。その中で、やはり全てを荒廃森林と位置付けて整備してしまい、木々を持ち出して、自然エネルギーの燃料として使うことをしないということでは、もったいないと言われることが懸念されます。

もう一つ、今、荒廃森林整備の1ha当たりの単価はどのくらいなのかということをお聞きしたい。これからの第2期の計画については、やはりそのところをもう少し詰めてもらいたいと思います。県有林の計画については、結構精度のいい数字が出ていますが、今後、25万立方やそれ以上、30万立方という数字を山梨県内で木質バイオマスや、建築用材など、もろもろで扱い、出すということであれば、やはり民有林がキーマンになってくるのではないかと考えています。そのところをどのような感じで捉えていますか、教えてください。

森林整備課長：

まず最初に、先ほど、日高先生もおっしゃっていましたが、林業で間伐・森林整備を行っていくというのが本来の姿ですが、これが中々厳しいという状況の中で森林環境税を導入し、広く県民が負担する中で公益的機能を発揮させていくという考えからこの制度が生まれたという話がありました。ですから、対象としては、林業として採算が取れず、荒廃してしまっている所を第一義にするということになります。

材をたくさん搬出し、森林整備や林業振興を図っていこうという方向は、昨年策定した「やまなし森林・林業振興ビジョン」の中でも示されていますので、例えばバイオマスだけではなくて、A材はA材として使う、B材はB材として使う。C材、D材はバイオマスで使っていくというようなカスケード利用を進め、製材して採算性が取れるのであれば、税事業ではなくて、別の事業を実施することも一つだと考えています。

もう一つご質問のあった間伐の経費ですが、通常の間伐ですと、平成24年から27

年の実績として、ha 当たり 327,000 円をかけています。

今の国の補助事業体系が、一定量搬出しなければいけないというメニューですので、その場合はもう少し搬出費がかかるということになります。そちらはそちらで進め、基本的にはこの荒廃森林整備と、林業による森林整備の両方が条件によって使い分けられ、山梨県全体の森林が豊かになっていくことがいいのではないかと考えています。

委員：

ありがとうございます。

荒廃森林整備と搬出できる箇所については、担当レベルでも色分けをしてもらいたいと思います。それは、自分たちの一存で話しているわけではなくて、森林組合さんや、様々な仕事に携わっている人たちからの意見の中に、そういう意見があったものです。荒廃森林がもっと奥にあるから、もっとやって欲しい、そういう荒廃森林を先にやってもらいたいという意見もあります。

それともう一つは、材を出せるところは荒廃森林整備として環境税を活用して実施するのではなく、何らかの形で材を出す方法を取ったらいいのではないかという意見が結構ありました。自分の身近ではなくて、県内全体で様々な話を聞く中で、搬出できるところで荒廃森林整備を実施し、切った材をそのままにしておくというのどうか、という意見も結構出ていますので、林道や県道の近くの材を出せる箇所については、搬出する方法を何かを見つけてもらえればいかなと、思います。

委員：

「荒廃した人工林を間伐し、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に誘導」と、書いてありますが、これは植栽をして誘導していくのでしょうか。それとも自然に出てくる、実生で出てくるものを考えているのでしょうか。

それから、今の話の中で、荒廃した森林はほとんどが今、切捨になっていますね。そうなっているのに、必要な森林作業道を開設するということが若干矛盾するような気がします。作業道を開設するということは、間伐したものを搬出するということを前提に考えるような気がするのですが、その辺りが私には理解できません。

それから、広葉樹の森づくり推進事業というものがありますが、私共もやっておりますけれども、中々難しく森林への再生ができないと思うのですが、どのようなものを想定して広葉樹林の回復を目指しているのかということを知りたいということがあります。

そしてもう一つ、前にもお話したかと思いますが、私共、企業の森の整備を実施していますが、できればこの税事業と企業の森をうまくセッティングしてもらえないでしょうか。今、委員がおっしゃったように、切り捨てている木というのは非常にもったいないわけです。私共の知っている町村でも、木質バイオマスの有効利用のために、薪ボイラーを取り入れたのですが、材が集まってこないという現状があります。

この荒廃森林再生事業を実施した場合、材を出してはいけないのですか。

森林整備課長：

そのようなことは、ありません。

委員：

例えば、ここまでは税事業でやるけれども、ここから先の部分は、企業の森を導入していいよというように、線引きをしていただけないでしょうか。例えば荒廃した森林の間伐だけは県の税事業で実施し、そのあとの集積と搬出は、可能な限り私たちが企業の森としてやっていくというような、別々な事業ということではなくて、一緒になるような何かうまい、トータルで物を考えていくような方法がないだろうか、いつも思うのですが、いかがでしょうか。

森林整備課長：

まず、針広混交林への誘導についてですが、これは植栽ではなく、強度間伐することによって実生を入れていくということです。

2つ目の作業道についてですが、必ずしも搬出しないということではありません。先ほども申し上げましたが、国の補助制度でも、最低限の搬出をしなければいけないという条件の付いた事業が今はメインになっていますので、出せる所は出すという考えです。普通の森林整備をそのまま続けていく上でも、通勤などに使っていけるということもあります。

3つ目は広葉樹の森づくりですが、この考え方については、基本的にはもともとその地域にあった木を育てていくということです。より公益性の高いものにしていこうという考えです。

最後の企業の森とのリンクですが、まだ、具体的にそういうことをやったところは承知をしていないのですが、これは非常に良い試みだと思います。何で材を出さないかと言うと、一番大きいのは経費がかかってしまうという点です。荒廃森林ですから、もともとそれほどいい材があるわけではないのですが、それらの木を使ったらいけないということも必ずしもありませんので、具体的な事業のスキームを検討していければと考えます。

委員：

よろしくお願いします。

委員長：

山梨県では、森林環境税を使った森林整備、間伐事業以外の例えば私有林で森林経営計画を策定しているようなところにも、この森林環境税が導入されているということでもよろしいですか。

森林整備課長：

そのとおりです。

委員長：

私有林への補助については、複数の小規模な所有者をまとめて一定面積にして森林経営計画を作ると、補助のかさ上げが得られるという仕組みがありますが、その中で間伐材を搬出すると搬出した分だけ交付金が上乘せされるという仕組みもあります。ですから搬出がしやすい場所ではできるだけ搬出し、搬出コストを上回って交付金が得られるならば搬出もインセンティブになっていくわけです。

ところが、搬出コストがかさんで見合わないになると、全く切捨になってしまいます。ですから、複数の森林所有者が、この森林経営計画を通して間伐をする場合には、出しやすい所からはなるべく出すけれども、出しにくい所からは出さなくて、それでも補助金体系としてはできるだけ搬出することを推奨しているという考えだと思います。

多くの場合、トラック道から近い所は基本的にはなるべく材を出し、奥の方からはあまり出さなくて、平均して、例えばヘクター 20 立方出すようにしていると思います。ただ、それはだいたい濃淡があって、手前側では多く出しているということです。

このような形でこの搬出の交付金を補助金として組み込んでいるケースが多いと思います。

中々補助制度については、色々あって単純ではないようです。例えば、作業道を通ず場合にも、新規開設には補助金が充当されるといった、様々なメニューの中で県負担分を環境税で賄って、なるべくパフォーマンスを上げるようにしている、そういう感じではないかと思います。

委員から荒廃森林の整備等と、搬出を中心とした林業の対象地の色分けをしてほしいという要望が上がりましたが、そういうことは可能なのでしょうか。

森林整備課長：

基本的に森林環境税を使わない事業であれば、協定を結ぶ必要もありません。森林環境税を使うということであれば、全額公費負担になりますので、20 年間は転用してはいけないという縛りが付きますので、森林環境税を使わないでできるような場所であれば、所有者の方は森林環境税ではなくて、普通に補助金をもらって自分で材を出していくと思うので、おのずから色分けができていないかと思います。

委員：

県産材の利用促進について伺います。

学校施設等に県産材を使用した学習用備品を導入するという事で、非常に今、好評を得ているということ伺っており、私も相談をされたりすることがあるのですが、聞くところによると、現実として今年度も申し込みが多すぎて一律 80% くらいで了解をいただいたというような話を聞いています。私としてはこの制度は、教育現場を通して材を活用することを広く理解いただけるとともに、環境税を知っていただく、ご理解をいただける広報活動の一環としても非常にいい制度だと思っているのですが、要望が増えているのにも関わらず現状維持というのには何か理由があるのでしょうか。

森林環境総務課長：

税事業の全体の事業費の枠の中で、第1期並という考え方とさせていただいていません。数字的には、第1期の実績692組に対し、第2期は事業量としては470組と、下がっているように見えますが、今後、希望などを聞いていく中で、例えば大量に注文が出れば、入札差金等で単価が下がり、たくさん安く導入できるというようなことも見込んでいることもあり、このように第1期並という事業費にさせていただきました。

委員：

学校施設等への机や椅子の導入について、材料が不足しているということではないということですか。今後、注文が増えれば、材料が不足するということですか。

森林環境総務課長：

事業費の枠の中で、このような計画になっていますが、実際に希望などを聞く中で、数は状況によってもっと増え、500組を超えることを見込んでいますが、事業費の枠の中で1組当たり概ね6万円という単価で積算をし、このような数字になっています。

委員：

これは税金の中の枠組みなので、採算性といったこととは違ってくるとは思いますが、例えば、県内の材を県外へ出すことにより、そこで出てくる収入を、またこちらの基金の方に組み込むというようなことが、今後考えられないかなと思うのですが、収益事業としては基金事業の中では考えないということですね。分かりました。

委員：

基本施策の③の中で環境教育支援等が継続されるということは、とてもうれしいことで、本当に大切なことだと思います。今、環境教育が叫ばれていますし、小さなうちから森の大切さを現地で見たり、森に行って木に触れたりすることが、こういうものにも環境税が使われているんだよということを、子どもから親まで、社会全体に使われているということをしてPRするいい機会ではないかと思っておりますので、ぜひよろしくお願い致します。

委員長：

先ほど、委員から、県内のバイオマス等の需要も非常に高まっているという話がありました。②の事業のところ、木材・木質バイオマスの利用促進という項目立っていますが、実際の事業の中では、学校施設における学習備品の整備に対する助成ということで、それに限られているようにも見えるのですが、具体的にこの中でバイオマスも補助していくということは考えているのでしょうか。

森林環境総務課長：

現時点ではこのように、学習備品への助成を考えています。そのほかには、普及・啓発という意味では、森づくりに対する理解と参加、基本施策の③になりますが、県

民参加の森づくり推進事業の中でペレットストーブや薪ストーブ等について様々なイベントの機会に説明会などをして、このようなものがあるということの普及・啓発を図っていきたいと思います。

委員長：

例えば県の基本計画か何かの見出しがそのままこちらにきている関係で、このバイオマスという文字が入っているということではないのですか。

森林環境総務課長：

もともとの税の導入時からの考え方として、このような形で書かせていただいています。

委員長：

それから資料の4、基本施策①広葉樹の森づくりの、県有林における公益的機能を一層増進するための広葉樹植栽の事業が、第2期では実施対象見直しということで外れていますが、その原因について、説明してください。

県有林課長：

県有林については昨年度、10年を1期として5年ごとに見直す第3次管理計画を策定したのですが、その中で針広混交林に移行する部分については、天然更新を主体にしていくこととしたところです。第1期で事業として入っていた部分は、前からその考え方が全然なかったわけではないのですが、スピードアップをさせていく、加速化させていくということで税事業を一部取り込んでいたものです。

今般、資金的にもだんだん下がってきているということもあり、県有林の方針も変えましたので、税事業からは外し、県有林独自には今までどおり天然更新を主体とした針広混交林に移行していくという考え方で進めたいと考えています。

委員：

この森林環境保全事業に関して、先ほど中々知っている方が少ないという意見がでていましたが、この第2期計画素案にもあるイベントの年間開催スケジュールなどは、決まっているのですか。

森林環境総務課長：

森林整備現場見学会などは、今のところ大体年間2回くらいの開催を予定をしています。

委員：

私共は山梨県法人会連合会として様々なイベントを行っています。特に学校関係では青空税金教室というものを、甲府、山梨、大月、鵜沢の各地で開催し、年間にするとかなりの回数開催しています。そのほか県連として、スポーツ関係でヴァンフォーレ甲府と組んで、ヴァンフォーレフェスティバルというイベントをかなり長く開催しています。また、11月には少年野球教室を開催するなど、様々なイベントを開催しているのですが、そのような場で森林環境税のようなものをコマとして出していくこともできるのではと思います。子ども達や、その親御さん達にも来ていただくので、このようなものを知っていただくのにはいい機会だと思いますので、もしやるのであれば、法人会連合会としてもタイアップさせていただければと思います。

森林環境総務課長：

私共も現場説明会など、様々な広報をできるだけ考えているのですが、それ以外にも県民の日など、様々な森林環境部のイベント等で、森林環境税についての広報を併せてやっていきたいと思っていますが、法人会連合会さんにそのようなプランがあるのであれば、ぜひタイアップさせていただければと思います。

委員長：

前回5月の委員会の時に、私の住んでいる埼玉県では、5月末が納期限の自動車税の納付の時に、自動車税に1台千円を上乗せする形で徴収していて、自動車税の納付表に森林吸収源対策に使われているということが書いてあるものが添付されているという話をしました。山梨県では県民税として、おそらく自動車税のような特別に払い込むような形の納税ではないと思うのですが、森林環境総務課のアプローチは色々で見聞きし、努力は十分認めるのですが、税の入口の方で何か納税者に分かるような形の広報もやっていくといいのではないかと思います。現状ではどうなっているのでしょうか。

税務課長：

私共も、県税のしおりというものやパンフレットを作っており、若干字が小さいのですが、このしおりの裏面半分を使い、森林環境税について紹介しており、このようなしおりを各市町村やそれぞれ関係機関に配布するとともに、県民の方にもお配りしています。

委員長：

資料3、4を中心に検討していただいております。事務局からの説明は以上ですが、全体を通じて森林環境保全基金事業のあり方等について、ご意見等ありましたら、ご発言ください。

委員：

私は、あるところでシンポジウムを予定しているのですが、そこでコーディネートをしていただく先生とお話をしている中で、『森は愛する人を守り、愛する人に守られる』という言葉をお聞きし、感銘を受けました。森林環境税などについて、非常に端的に表現しているような気がします。社会全体で支える仕組みというのは当然のことですが、例えばそうしたキャッチフレーズのような言葉をもう少し上手に活用すれば、説明しなくても分かるのではないのでしょうか。私は最近この言葉をよく使わせてもらっています。この言葉はどなたかが著作権を持っていて、お断りしなくてはいけないのかもしれませんが、例えばそのようなキャッチフレーズをうまく活用して広報するというのも一つの手だと思いますので、お願いいたします。

委員長：

ほかに何か、この事業全体についてのことで結構です。個別のことで結構です。委員の皆さん、何かご意見・ご質問等ありませんか。

林務長：

本日は、本当にありがとうございました。

今回委員会に来られなかった方もおりますが、本日は示させていただいた素案については、端的に言えばこの資料3の※印の部分を見れば一番分かり易いと思うのですが、要するに荒廃森林再生事業については1期実績並の面積を確保するため事業費を増額するということ、甲斐の木づかい推進事業では、1期の実績並の事業量を確保するということ、また、皆様から、もっと知ってもらうためのPRが必要とのご指摘がありましたが、③の県民参加の森づくり推進事業については県民の皆様にもっと知ってもらうためのPR経費を増額するということです。この※の所を見ていただければ、素案について分かり易いかと思います。

前回、前々回の議論の中で、担い手対策の話など、皆さんから様々な貴重な意見をいただきました。それらについても何とか反映できないかということで、事務的にはかなり検討したのですが、本日アドバイザーとして来ていただいた日高先生からのお話にもありましたが、もともと民有林の整備をどうしていくのかという中で、荒廃森林の整備をコア、柱にしていくことをベースに始めた事業なので、財源の問題から中々事業の幅を広げ切れないということがありましたが、その点についてご理解いただくとともに、この素案について大筋は了解いただけたと捉えております。

足りなかったことについては、この税事業の使い方と言うだけではなく、森林・林業に関する皆さんからの意見ということで重く受け止めていますので、そのような意見については税以外の事業で反映することをこれから考えていきたいと思っております。

本日は、本当にありがとうございました。

委員長：

ほかに何かご意見・ご質問等ありませんか。

それでは、意見もないようですので、質疑を終わらせていただきます。

予定していた議事は以上です。

委員の皆様には議事の進行・検討にご協力いただき、ありがとうございました。

それではここで、進行を司会の方に返させていただきます。

司会：

白石委員長、ありがとうございました。また、委員の皆様には貴重なご意見をいただき、大変ありがとうございました。

以上をもちまして本年度第2回の山梨県森林環境保全基金運営委員会を閉会します。

なお、次回の委員会については、追ってご連絡させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。